

令和 8 年 3 月 17 日

## 日本内科学会「休会に関する規則」改訂の詳細について

### 1. 改訂の背景と目的

現行の休会規程では、休会開始日が申請のタイミングにより異なり、本会の事業年度(2月～翌年1月)と連動していないため、年会費との関係が分かりづらいという課題がございました。本改訂は、休会期間を事業年度単位へ統一し、手続きの簡略化と制度の明瞭化を図ることを目的としています。

### 2. 主な変更点

- 休会期間の年度単位化  
休会期間を「本会の事業年度(2月～翌1月)」単位とします。申請は随時受け付けますが、休会は原則として「申請の翌事業年度」から開始となります。
- 自動復会の導入  
休会期間(原則1年または2年)が満了した際は、翌事業年度の開始時をもって自動的に復会となります。これにより復会時の手続き負担が軽減されます。
- 中途復会(休会の撤回)に関するルール  
休会期間中に休会を取り止める場合は、当該事業年度分の年会費を納入していただきます。

### 3. 現行通り維持される事項

- 休会中であっても、本会が定める単位付与対象企画への参加および単位取得は可能です。
- 休会申請時点で年会費が未納の場合は、休会申請ができません。
- 留学、病気療養、出産・育児などの対象理由および客観的な証明書の提出要件に変更はございません。

### 4. 適用開始時期と経過措置

- 適用開始:2026年4月1日以降の新規休会申請分より新制度を適用いたします。
- 経過措置:本規則の施行前(新制度適用前)に既に承認済みの休会につきましては、申請時より最大2年間の期間満了まで現行制度が適用されます(従前の例によります)。会員への実質的な不利益は生じません。

ご不明な点がございましたら、日本内科学会事務局までお問い合わせください。

お問い合わせ先:

一般社団法人日本内科学会  
法人管理部会員情報管理

[support\\_desk@naika.or.jp](mailto:support_desk@naika.or.jp)

## 1. 改訂の背景と目的

### 目的

会員の皆様にとってより分かりやすく、公平で一貫性のある制度とするため。

### 課題

休会開始日が会員ごとに異なり、バラバラ(任意)

事業年度(2月～翌1月)と連動しない

年会費との関係が分かりづらい

### 見直しの方向性

休会制度を**年度単位**へ整理し、理解しやすい制度設計を図る。

## 2. 改訂内容(新旧比較)

項目	現行 (～2026年3月申請分)	改訂後 (2026年4月申請分～)
休会期間	原則1年または2年(証明証期間と一致)	→ <b>事業年度</b> (2月～翌1月)単位。原則 <b>翌事業年度</b> から開始。
復会手続	申請(手続き)必須	→ 期間満了時の年度開始時に <b>自動復会</b> 。
中途復会	復会後に年会費納入	→ 復会する当該年度分の会費を納入。
休会中の活動	単位企画への参加・単位取得は可能	→ 継続

### 具体例

- ・ 休会申請日: 2026年4月1日
- ・ 休会理由: 留学
- ・ 証明証期間: 2026年7月～2028年6月30日

- ・ **休会期間: 2027年2月1日～2029年1月30日**
- ※2026年4月号～2027年1月号の学会誌は送付停止(希望者には送付可)
- ※2029年2月1日より自動的に復会となります。なお、休会期間中の途中復会も可能です。

## 3. メリットと留意点

### メリット

- 「休会＝当該年度会費免除」の関係が明確になる。
- 自動復会により、復会時の手続き負担が軽減される。

### 留意点

急な留学等でも、**年度途中からの休会開始はできません**(申請翌年度から)。  
ただし、現行も月割返金はないため、経済的損失は生じません。

## 4. 施行期日と適用範囲

→ **2026年4月1日**より施行

### 適用範囲

施行日以降の新規休会申請から適用。

### 適用範囲

既存の休会者(施行前に承認済)は、期間満了まで現行制度を適用。